

平成20年 6 月 6 日開会
平成20年 6 月10日閉会

平 成 20 年 三 宅 町 議 会 第 2 回 定 例 会 会 議 録

三 宅 町 議 会

平成20年6月三宅町議会第2回定例会会議録目次

招集告示	1
会期日程表	2
第 1 号 (6月6日)	
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	3
職務のため会議に出席した者の役職氏名	3
議事日程	4
議長あいさつ	5
町長あいさつ	5
開会の宣告	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	7
一般質問	7
志 野 孝 光 君	7
廣 瀬 規矩次 君	10
坂 東 暹 君	12
松 田 陸 男 君	20
池 田 年 夫 君	28
議案第31号～議案第33号、承認第1号～第4号、報告第1号の上程、 説明	32
同意第1号の上程、説明、質疑、採決	36
同意第2号の上程、説明、採決	40
推薦第1号の上程、採決	41
散会の宣告	41

第 2 号 (6月10日)

出席議員	43
欠席議員	43
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	43
職務のため会議に出席した者の役職氏名	43
議事日程	44
開議の宣告	45
議事日程の報告	45
議案第31号～議案第33号、承認第1号～承認第4号の総括質疑、討論、採決	45
閉会中の継続審査について	50
町長あいさつ	51
議長あいさつ	51
閉会の宣告	52
署名議員	53

三宅町告示第61号

平成20年6月三宅町議会第2回定例会
を次のとおり招集する

平成20年5月27日

三宅町長 森 田 忠

記

- 1. 招集日時 平成20年6月6日 金曜日
午 前10時00分 開 会
- 1. 招集場所 三宅町役場 3階 議会議場

平成20年6月三宅町議会第2回定例会

会期日程表

平成20年6月 6日金曜日
平成20年6月10日火曜日
5日間

目次	月日曜日	開会時間	摘要
第1日目	6月6日金曜日	午前10時00分	定例会開会
第2日目	6月7日土曜日		休会
第3日目	6月8日日曜日		休会
第4日目	6月9日月曜日		休会
第5日目	6月10日火曜日	午前10時00分	定例会再開

◎議長あいさつ

○議長（池本久隆君） 皆さん、改めましておはようございます。

本日は、平成20年6月三宅町議会第2回定例会を招集されましたところ、議員各位には公私ご多忙の中、ご出席を賜りまして心から敬意を表する次第でございます。

本日、提案されております議案につきましては、平成20年度三宅町一般会計第1回補正予算案を初めとする議案3件、承認4件、報告1件、同意2件、推薦1件が提出されております。

議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適正妥当な決議に達せられますよう、議会運営にご協力を賜り、慎重・審議をお願い申し上げまして、開会のごあいさつといたします。

◎町長あいさつ

○議長（池本久隆君） 開会に先立ち、森田町長よりあいさつをいただきます。

森田町長、はい、どうぞ。

○町長（森田 忠君） 議員の皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成20年6月三宅町議会第2回定例会を開催いたしましたところ、議員各位には何かとご多用の中、ご出席をいただき大変ありがとうございます。

また、平素は、町政に対しまして格別のご理解、ご協力をいただいておりますことに厚く御礼を申し上げます。

特に本定例会の開催につきましては、本年度の重点施策の一つであります三宅小学校の耐震改修工事期間につきましては、夏休み中の工事期間の確保のため、例年より繰り上げての開催にご理解を賜り、改めて厚く御礼を申し上げます。

また、新聞紙上等で報道されております血糖値測定時に使用されます採血器具につきまして、三宅町でも健康教室並びに健診結果説明会で使用いたしておりました。器具の取り扱いにつきましては、針の交換はもちろん、キャップにつきましても使用後アルコール消毒を行うなど、適切な措置を行っており、これまで2次感染などの被害は確認しておりませんが、厚生労働省通達によります取り扱いとの違いで、ご心配をおかけしております。町といたしましては、5月28日に県へ報告するとともに、すぐさま対象者に個別に訪問し事情の説明を行いました。同時に町議会を初め関係機関への説明を行ったところでございます。今後、県との連携をとりながら対象者に対しまして血液検査を実施する予定であります。

さて、本定例会にご提案いたしておりますのは、ただいま議長からお話がありましたように、平成20年度の一般会計第1回補正予算案を初めとする補正予算案1件、工事請負契約の締結案1件、規約の変更案1件、専決処分事項報告4件、予算繰越明許繰越計算書の報告1件、同意案2件の計10件の重要案件をご提案申し上げ、議会からは、三宅町農業委員会委員の推薦1件の案件につきましてご審議をいただくわけですが、何とぞ慎重審議を賜りますようお願いを申し上げまして、開会のごあいさつといたします。

○議長（池本久隆君） ありがとうございます。

◎開会の宣告

○議長（池本久隆君） ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しております。

よって、平成20年6月三宅町議会第2回定例会は成立しましたので、開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時05分）

◎議事日程の報告

○議長（池本久隆君） なお、本日の議事日程はお手元に配付いたしておりますとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（池本久隆君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により5番議員、池田年夫君及び7番議員、辰巳勝秀君の2人を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（池本久隆君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より6月10日までの5日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池本久隆君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日より6月10日までの5日間とすることに決定いたします。

した。

なお、会期中の会議につきましては、お手元に配付しましたとおりですので、ご了承願います。

◎諸般の報告

○議長（池本久隆君） 日程第3、諸般の報告に入ります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、岩井教育長より平成19年度三宅町教育委員会事務事業報告を求めます。

はい、どうぞ。

○教育長（岩井利祐君） ただいま議長から指示ありました平成19年度三宅町教育委員会事務事業のご報告を申し上げます。

この報告は、昨年6月に一部改正され平成20年4月1日より施行されました地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、報告書を作成し、議会に提出するものであります。お手元に平成19年度三宅町教育委員会事務事業評価報告書を配付させていただきますので、お目通しいただきますことをお願いし、報告とさせていただきます。

平成20年6月6日、三宅町教育委員会教育長 岩井利祐。

以上であります。

○議長（池本久隆君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（池本久隆君） 日程第4、一般質問についてを議題とし、一般質問を行います。

今定例会に通告されました議員の発言を許します。

なお、今定例会より事前に議場内撮影の申請許可した議員の一般質問の際、事務局職員による撮影を行いますことを申し添えておきます。

◇ 志 野 孝 光 君

○議長（池本久隆君） 1番議員、志野孝光君の一般質問を許します。

1番議員、志野孝光君。

○1番（志野孝光君） 議長のお許しを得まして一般質問を行わせていただきますが、一般質問に先立ちまして、この6月議会が最後の議会となります森田町長には、3期12年

の間、本当にこの三宅町のためご尽力いただきましたことに対し、慰労の言葉を述べさせていただきます。町長、長い間、どうもご苦労さまでした。

しかし、本議会が終了いたしましても、まだ約1カ月以上の期間がございますので、残された時間を町民と、そして今後の三宅町を担う職員に向けて精いっぱい使っていただきますようお願いいたしまして、本題に入らせていただきます。

質問事項といたしまして、学校教育についてでございます。

情報化社会の急速な発展により、携帯電話やパソコンを使い、生徒たちが自分の近況やうわさ話などを自由に書き込める「学校裏サイト」なるものの増加も発表され、中には個人に対する誹謗中傷もあり、お互いに書き込みがエスカレートして、最後には実際に会って殺人事件に発展してしまうこともございます。

携帯電話やパソコンを子供に与える場合の家族の指導が一番肝心であることはよくわかってはおりますが、それだけでは不足するため、学校教育の場においても指導、啓発が必要かと考えられます。

このような「学校裏サイト」などは、実態の把握が非常に困難であります。現在、学校として現状把握はどのように行われているのか、また、どのような対応をなされているのかお尋ねいたします。

以上、1点でございます。

なお、以後の質問につきましては、自席にて行わせていただきます。

○議長（池本久隆君） 森田町長。

○町長（森田 忠君） ただいまの志野議員さんの質問であります。学校教育に関する問題でありますので、教育委員会の局長がお答えをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（池本久隆君） 松本局長。

○教育委員会事務局長（松本幹彦君） それでは、志野議員のご質問にお答えをいたします。

お尋ねの学校裏サイトの実態把握につきましては、仮にそういうサイトがあったとしても、パスワード等が不明であることから、また、それに要するであろう人、時間、お金等の問題から把握することは不可能であると考えられます。

携帯電話やパソコンを使って人を傷つける行為については、人権教育の視点から指導をなされているものの、すべての子供が機器を持っていないこともあり、学級や学校での指導に期待をかけることはできないと考えられます。

結局のところは、これまでからも申し上げていますように携帯電話等について、フィ

ルタリングをかけるなど、持たせる保護者の責任として対処していただきたいことを申し上げ回答とします。

○議長（池本久隆君） はい、ありがとうございました。

はい、志野議員。

○1番（志野孝光君） ただいまご答弁いただきました内容によりますと、何かしら、何か他人事のような感覚で受け取ってしまうようなご答弁であったように思います。確かに、おっしゃられたように、私も質問にも書いていますように非常に実態把握は困難ではありますが、それがもとで、例えばいじめに遭っているであるとか登校拒否になられたとか、そのような実態把握も全く今のご答弁ではつかまれているようにお見受けできます。本当にそのような悲しい事件につながるような前ぶれがこの三宅町においても全くないかどうか、再度お尋ねいたします。

○議長（池本久隆君） はい、事務局長。

○教育委員会事務局長（松本幹彦君） ……（聴取不能）……をされておりますので、学校で把握しているかどうかについては、この場では申し上げられない。具体的に、例になるかとは思いますが、文部科学省のほうでは中・高校生を対象にされて調査をされておりますが、携帯電話におけるサイトの数はしれておりまして、インターネットにおける2チャンネル等の書き込みがほとんどを占めております。仮に、先ほども申しましたとおり携帯電話等のいわゆる学校裏サイトと申されるものについては、先ほども申しましたようにパスワード等でカバーされておりますので、仮にわかっても子供たちがパスワードを教えてくれない限り入れないと。実態把握は基本的には不可能である。そこまですべて子供に求めるものかどうか、ちょっと疑問に思います。

○議長（池本久隆君） 志野君の本件に関する質疑は既に2回になりますが、会議規則第55条のただし書きの規定によって、特に発言を許します。

はい、志野議員。

○1番（志野孝光君） 特別な発言、ご許可いただきましてありがとうございます。

先ほども言いましたように、当然、私も子育て中でありますが、いろいろ情報が入ってくる中において、書き込みによるいじめがあるということも私個人的に活動の中で把握しておりますが、それが学校教育を束ねる教育委員会のほうで本当に把握できていないのか、または現状それをおっしゃっていただいていないのか、私の活動と今の答弁とは非常に差があるような感じを受けております。質問ではないですが、今後そのような実態把握も、時間と労力を要すると思いますが、いじめのないようなこの町に、三宅町になっていただくように努力していただきたいと思います。

以上で終わらせていただきます。

◇ 廣 瀬 規矩次 君

○議長（池本久隆君） 続きまして、2番議員、廣瀬規矩次君の一般質問を許します。

2番議員、廣瀬規矩次君。

○2番（廣瀬規矩次君） 議長のお許しを得ましたので、これより質問をさせていただきます。

伴堂出身の廣瀬でございます。

京奈和自動車道と三宅インター周辺の都市計画道路及び町道2号線との交差及び学童歩道の整備についてであります。

平成18年4月15日、京奈和自動車道、橿原郡山間、これを大和区間と呼ぶんですが、13.8キロ、これの2階部分、いわゆる高速道路の部分が供用の開始をされました。平成25年中に西名阪郡山インターに国交省並びに日本高速道路によって接続するジャンクションを整備するということで聞いております。現在、三宅町や、あるいは近隣の町は眺めているだけで、騒音やあるいは排気ガスの公害汚染をばらまかれているだけあります。片や、高架下の24号線のバイパスは、今、期限を切って発表するだけの、いわゆる見込みのない状態であります。河川や、あるいは電車の高架の部分におきましては、一部工事を進めているところもありますけれども、国交省は三宅インターが完成するまで一部部分開通をしないという、そういう方針であります。その理由は、一部開放をすることによって、そこから枝分かれをする道路で停滞を起こすと、こういうことがその理由であります。

そこで、1号線から京奈和自動車道への乗り入れをする三宅インター付近のビジョンについて、過日、伴堂池の所有権をめぐる裁判絡みで国交省の人といろいろお話をしたわけではありますが、道路のまず拡幅ができているか、あるいは右折・左折の整備ができているか、これが条件であります。最低限度の条件であります。都市計画道路として三宅町は16メートル幅で計画をされ、そしてことしの予算で7,310万2,000円、これは県の支出金が2,950万、それから町債が3,270万、一般財源から1,000万を拠出をしてこういう予算を計上しておりますけれども、この用地買収あるいは附帯費用として、これらの計上されておりますこの工事を完成させて、そして県道への格上げも含み、それらの取り組みについてご説明をいただきたいと、このように思います。

それから、京奈和自動車道と2号線との交差について、バイパスの整備の際、2号線との整合性を保ちながら、現状の学童歩道については北側を歩いたり、あるいは南側を

歩いたりとかいうように非常に複雑な経路、危険と隣り合わせの状態で子供たちが今学校へ通っておるわけですが、この点についても、どのように整備をされていこうとされているのかお尋ねをいたしたいと思います。

意見、質問等によっては自席のほうでさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（池本久隆君） はい、森田町長。

○町長（森田 忠君） ただいまの廣瀬議員さんの質問であります、京奈和道と三宅インター周辺と都市計画道路並びに町道2号線並びに2号線との交差点、さらに学童歩道の整備につきましてお尋ねの件であります、私どものほうも、今、廣瀬議員さんのお尋ねの中のほうで、私どもが失敗したというようなこともございます。そうした中のほうでこの件につきましては、副町長のほうでご説明をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（池本久隆君） 米田副町長。

○副町長（米田農彦君） ただいま廣瀬議員からの質問でございますが、私どもで現在、聞かせてもらっておるわかる範囲内で回答させていただきたいと思います。

まず、京奈和自動車道と三宅インター周辺、都市計画道路及び町道2号線との交差、学童歩道整備についてのご質問でございます。

平成25年に大和郡山ジャンクションターミナルの開通を目標に進められております京奈和自動車道整備事業に関連いたしまして、本町としても町道三宅1号線の県への事業委託並びに県道へ昇格につきましては望むところであり、お願いしたところでございますが、県としては困難な旨回答を受けております。

また、交差点東側の右折・左折レーンの確保が可能かどうかということでのご質問でございますが、基本的には用地内での構造対応により右折・左折を確保すべく国及び県、関係機関で協議が行われているところでございます。

次に、交差点西側部分の町道1号線北側への拡幅につきましては、国及び町、関係機関で協議調整中であり、予算といたしましては、先ほど申されたとおり、本年度市町村道整備事業【京奈和関連】（三宅1号線）として、京奈和自動車道の西側における道路拡幅を予定し予算計上いたしておるところでございます。

次に、町道2号線の歩道整備につきましては、基本的には2号線の北側への歩道設置により安全確保を考えておりますが、学童の通学路につきましては、石見駅北側の踏切や吉岡歯科医院前の交差点等全体の安全確保に留意しつつ教育委員会・小学校等とともに調査を行い検討してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（池本久隆君） 廣瀬議員。

○2番（廣瀬規矩次君） 三宅インターや、あるいは町道との交差につきましては、これは国交省やあるいは保安、いわゆる警察絡みの問題もあるだけに一朝一夕に解決するものではないと私も承知をしております。供用の期日は未定でありますけれども、国交省は水面下でこの事業を着々と進めており、三宅町がおくれを来すことのないように進めたいと、このように思います。

バイパスの開通こそが、やはり三宅町の経済発展やあるいは利便性に寄与するものであって、行政、議員が一丸となって三宅町が有利な状況になるように取り組んでいかなければならない課題であると、私は、そのように思っております。

私も国や県に対しての働きかけを惜しむものではありませんが、今ここでこの質問をいたしましても、すぐに解決をするという問題でもありません。そしてまた、今回のこの10名の議員の中から次期町長に立候補を予定されている方が2名いらっしゃいます。そういうことから、今、私が申し上げましたこういうことをよく認識されまして、そして真剣に取り組んでいただきたいと、このように思う次第であります。

答弁は結構です。

◇ 坂 東 暹 君

○議長（池本久隆君） 続きまして、3番議員、坂東 暹君の一般質問を許します。

はい、3番議員、坂東 暹君。

○3番（坂東 暹君） 議長のお許しをいただきましたので、3番、坂東が、一般質問をさせていただきます。

私は、3点質問をさせていただきます。

1つは、し尿処理委託料に関する行政負担について、2つ目が、土地使用賃貸借契約について、3つ目が、ごみ処理有料化実施後の総括についてという3点でございます。

まず最初に、し尿処理委託料に関する行政負担についてであります。

三宅町の公共下水道の普及率は95.4%で、県下で3番目という大変結構な数値と伺っております。一方、水洗化率は88%だと伺っております。この水洗化率は、行政として升を設置して接続可能な状態に対して実際に接続をされた割合だと聞いております。この差異はそれぞれのご家庭のご都合で接続をされておられません。イニシャルコストの問題であったり、家が古いから家を新改築するとき一緒に、建てかえるときに一緒にやりたいと、こういう選択をされております。大変残念でございますけれども、これはそれぞれのご家庭にご都合のあることでございますからやむを得ないことだと思っております。

ます。

ここで、私が問題提起をしたいのは、家の前まで公共下水道が来ているが、ご家庭のご都合で未接続の家庭、このし尿処理の委託料を負担しているということです。この金額が平成20年度予算ベースで2,400万円になると聞いております。未接続の家庭で計算すると1軒当たり4万5,000円を負担していることになります。

また、それぞれのご家庭が負担する金額でございますけれども、下水道を接続しております私の家庭の場合を例にとってみますと、私の家は家内と2人でございますけれども、少々使い過ぎの感がございますけれども、月2,900円のランニングコストがかかります。年間で申し上げますと3万5,000円下水道料金をお支払いしていると、こういうことになるわけでございます。

一方、未接続の家庭は年間大体二、三万円と、こんなふうにお聞きをしております。下水道接続のためにイニシャルコストを負担して月々下水道料金を払っているのに比べて、ご家庭のご都合で未接続の家庭にし尿処理委託料を補助して、結果的に安い費用で済むというのはいかなるものでしょうか。

飛び地等で下水が来ていないから負担するのであれば、これは納得性がありますが、ご家庭の都合で接続をしない家庭に4万5,000円の補助金をして、このご家庭の負担は接続した家庭よりも安く済むというのは、公平性と納得性を著しく欠くではありませんか。お尋ねをします。

2点目でございますが、土地使用賃貸借契約についてであります。

三宅町が民間と賃貸借しています駐車場、駐輪場等についてであります。この契約の期間でございますが、5年、3年、1年とばらばらでございます。この違いは何なんでしょうか、お尋ねをいたします。契約者として基準はどうなっているのでしょうか。

また、5年契約で1年後に必要としない改善案が生まれたらどうするのでしょうか。空の使用料をお支払いするのでしょうか、お尋ねをいたします。

3つ目は、基本は相互に1年前の申し入れではないでしょうか。特別な理由があるならば、明確にしていきたい。毅然とした態度で1年契約にしていきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

次に、3点目でございます。ごみ処理有料化実施の総括についてであります。

三宅町集中改革プランに基づく有料化が4月より実施の運びとなりました。町民の皆さんには、大変なご負担をかけることになりました。

昨年の6月議会に提案されて以降、今日まで実施に向けての準備と取り組みをいただいたと思っております。私たち議員も質問や提案をさせていただきました。この一連の

活動の中で結果をどう評価し、反省すべき点があれば、次に生かさなければなりません。

そこで、以下のような観点で総括と、まとめということでお尋ねをいたします。

1つ、計画段階で十分な準備と検討がなされたでしょうか。

6月議会の提案で10月実施は余りにも性急過ぎたのではないのでしょうか。このことが以降のもろもろの予想外の出来事につながったのではないのでしょうか。

2つ目は、町民への誠実な説明が十分でいただろうか。納得はいただけないまでもご理解いただける工夫と努力をし、町民の気持ちや意見の把握に努めたでしょうか。

自治会長経由の自治会長だよりの説明以外のことができたでしょうか。

三宅町だより等、広報は十分でできたでしょうか。他町と比べても遜色のない内容であったでしょうか。

また、袋の在庫切れの原因は何だったのでしょうか。1カ月もの在庫切れは、民間会社では考えられないことです。何がまずかったかとお考えでしょうか。予約注文の大量発生で予定収入が減少したのではありませんか、お尋ねいたします。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（池本久隆君） はい、森田町長。

○町長（森田 忠君） ただいまの坂東議員さんの質問であります、し尿処理委託料に関する行政負担についてであります、議員の比較検討につきましては、私どもわかることもあります、その比較検討というのはさまざまな形の中のほうで行われておりますので、そのことにつきましては、副町長がご回答申し上げます。

また、土地の使用賃貸借契約につきましては、総務課長がご説明を申し上げます。

最後に、ごみ処理有料化の実施の総括につきましては、これもいろいろな問題がございましたが、これにつきまして、副町長からご説明を申し上げます。

○議長（池本久隆君） はい、米田副町長。

○副町長（米田農彦君） ただいま坂東議員の質問事項の1、し尿処理委託に関する行政負担についてのご質問について回答させていただきたいと存じます。

議員のご質問のとおり、下水道処理区域における普及率は95.4%、処理区域内人口に対する水洗化率は88.4%であります。

19年度は、水洗化人口で135名、接続戸数で40戸の増となっております。

下水道整備事業の目的は、町民の生活環境の向上及び公共用水域の水質改善でございます、くみ取り便所から水洗便所への改造、浄化槽から下水道への接続を推進することが課題であります。下水道を整備しても、家庭の排水が従来の水路などに流れ出ているのでは水質改善を図ることはできません。

これまで水洗化の促進化を図るため、広報紙・パンフによる啓発、水洗便所改造資金貸付制度や奨励金の助成、未接続世帯への文書等での普及促進を行ってまいりましたが、未接続家庭の理由としては、先ほども議員ご指摘のとおり、家の建てかえのとき、老人世帯で改造予定がない、また改造資金がない等、各ご家庭の諸事情によりなかなか進んでいない状況であります。今後一層の水洗化促進を図るため、引き続き未接続世帯への働きかけを行っていかねばならないと考えています。

また、下水道事業には下水道整備費、施設の維持管理費、流域下水道維持管理処理負担金及び借入金の返済費用がございます。下水道使用料の収入だけではこれらの費用を賄うことができないため、不足分については一般会計からの繰入金で補っている現状でございます。この繰入金は、下水道への接続世帯はもちろんのこと、未接続世帯、またその他の世帯の方々にもご負担をいただいていることとなっておりますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げたいと存じます。

続きまして、次に、質問項目の3番目でございますが、ごみ処理有料化実施の総括についてのご質問でございます。

まず1点目の、計画段階で十分な準備と検討がなされたでしょうかとのことでございますが、三宅町集中改革プランに基づき、一昨年から検討に入り、昨年6月議会においてごみ有料化について具体的な提案を申し上げ議会承認をいただいたところでございます。確かに議員ご指摘のとおり、6月議会提案で10月実施までは3カ月の期間なので、諸手続並びに住民の方々への啓発等において十分な部分ではなかったかもしれませんが、行政といたしましては、計画段階から関係機関との調整を行い実施に至るまでできる限り手だてを講じてまいったところでございます。

次に、2点目の町民への誠実な説明ができましたか、納得いかないまでも工夫と努力をして町民の気持ちや意見の把握に努めましたかのご質問でございますが、さきにお答えいたしましたように3カ月の期間の中で住民の方々への啓発活動につきましては、10月の実施月まで、毎月町広報紙並びに折り込み記事による啓発を行うとともに、ホームページへの掲載を行い、ごみの有料化にご理解をいただくよう啓発を重ねてまいったところでございます。

次に、3点目の、ごみ袋の在庫切れの原因は何だったのかのご質問でございますが、4月からごみ袋の料金改定に伴う住民の方々からの予想をはるかに上回る買いだめによりごみ袋の不足が生じたこと、また原油価格の高騰によるごみ袋製造発注業者の下請の倒産に伴う納品期日の遅延及び買いだめがなされた時点で販売枚数に制限がかけられなかったことが、在庫不足に陥った原因でございます。

今回のごみ袋の不足問題の結果を真摯に受けとめ、住民並びに販売店の方々には多大のご迷惑をおかけしたことをおわび申し上げますとともに、今後、このような事態を起こすことのないように取り組んでまいりたいと考えております。

また、予約注文の大量発生で予定収入が減少したのではとのことでございますが、19年度におきましては、ごみ袋の買いだめのことから予定収入を上回る1,250万円となっておりますが、全体といたしましては約90万円の減となっております。

以上、回答させていただきます。

○議長（池本久隆君） はい、東浦課長、どうぞ。

○総務課長（東浦一人君） それでは、坂東議員からの土地使用賃貸借契約についての質問にお答えいたします。

まず、契約の存続期間につきましては、本町では単年度を基本といたしておりますが、お尋ねの5年、3年、1年と違いがあるのは、駐輪場や駐車場といった利用者の利便を図るための状況の違いや継続的な使用を目的とした使用目的の違い並びに当事者間により契約を締結いたしますが、相手方の意向も踏まえ契約を交わすため契約期間に違いがございます。

次に、2番目の空使用料の支払いにつきましては、土地の使用賃貸借契約書の条文の中に契約解除の条項を設けることにより、空使用料の発生が生じないように規定いたしております。

次に、3番目の1年契約につきましては、さきに述べたように契約の存続期間につきましては単年度契約を基本といたしながらも、使用目的並びに当事者間の約定によるものの契約相手方の意向に配慮するため、すべてを1年契約とすることは困難であると考えますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（池本久隆君） 坂東議員。

○3番（坂東 暹君） 土地使用の賃貸借契約、今のお話でございますけれども、三宅町は、今集中改革プランを推進中でございまして、これからいろんな改善案もいろいろ出てくるでしょうし、一たん決めたやつもいろいろ見直しというようなこともやっぱり入ってくると、変化の激しい時代でございますから、きっとそんなふうなことになっていくんであろうと。私は、今使っていることがいかんと言っているんじゃないしに、契約期間を少なくとも相互に異議がなければ1年間延長の繰り返しでいかがでしょうかと。例えば、建物を建ててそれを込みで何か契約をするということは、これは何らかの事情がいろいろ出てくるとは思うんですけども、平の土地でございますので、これについ

ては、そういうことはご理解をいただけるのではないかと。だから、今からそんなことの手を打っておかないと、いろんなことが生まれたときに即刻対処ができないんじゃないかと、私はそんなふうに思うわけです。やっぱり最初の段階で自分たちのそれぞれの中でどうあるべきかということを考えていただきたい。それが事ここでやっぱり指摘されると、それはそうやなと思うたら、もうちょっと前向きに考えていただきたい。いやいや相手の事情もありましてなという形で同じことをそのまま継続をされますか。私は、そういうことについては納得ができない。再答弁を求めます。

それから、全部一斉に言わせていただきます。

ごみ袋の有料化の問題でございます。終わった問題をやいやい言っても何も生まれませんであります。問題の本質をやっぱりはっきりしておかないといかんと、こんなふうに思うんであります。その本質という観点で、私、課題を2つ提起をしたいと思います。

1つは、やっぱり要因を人のせいにははいかんのではないかと。トップが、やっぱり自分の問題とすることが非常に大切なんではないかと。例えば、予想以上に予約がようけ出たと。それは言うたら自分の問題ではないと。予測を外れた。民間の事業の中でも予想を外れる出来事なんていうのは、予期せぬ出来事いっぱい出てくるというのはいっぱいある話でございまして、問題はそういうものが起こったときに、それをやっぱりどう考えていくかと。実態の把握が町民の気持ちとの乖離が起こったんじゃないかと。やっぱりこんなふうに問題を自分の問題としてお互いに取り組まんといかんと違うやろかと、私はこう思うわけです。

例えば、議会が反対をしたと。だからできんかったとそうとるか、やっぱり説明と説得が足らんかったなとそうとるか、これはお互いの問題やと思うんですけども、そんなふうに取り組んで、受けとめて、前向きに活動をしていかないとよくはなっていないのではないかやろかと、そんなふうに思うんであります。だから1つは、やっぱり要因をお互いに自分の問題にしましょうやということであります。特に上に立つ者は、そういう意識が強くないとはいかんと、こんなふうに1つは思います。

2つ目は、やっぱりお客さんはだれかと。お客さんに近づくことが非常に大事なんじゃないかと。先ほども申し上げましたように、議会や自治会長がお客さんじゃないですよ。

また、広報はお客さんにするもんだと思っております。確かに私も広報いろいろこの議会でもご提起もさせていただきました。隣のT町の事例も申し上げました。私もT町まで出かけていっていろんなものを調べもしました。三宅町のやつも振り返っていろいろ

ろ見せていただきました。しかし、あの折り込みチラシのような形のものは、本当に計画して、検討して入れたやつやろうかと。何かがおってきたからばつと入れるというふうな形に私とれて仕方がないんです。やっぱりそんだけの思いを込めた広報になっていたんやろうかと。

また、ポリ袋の調達、いろんなご事情があったんやと思います。あったんやとは思いますがけれども、やっぱりポリ袋の調達に1カ月もかかるということになれば、先ほども言いましたように、民間の中では、例えば液晶テレビをつくっているんだったら、予想が狂ったら1年間待ってもらわないけませんよ。車の場合やったら3年待ってもらわんと車調達できなくなりますよ。ポリ袋で1カ月ですからね。そんなあれやこれや考えてみますと、民間はやっぱりよそへ買いに行きはりますわ。だってポリ袋は、三宅町の住民さんはなくなってもほかの町へ買いに行くことができへんわけです。1カ月でも2カ月でも3カ月でもやっぱり待たざるを得ないと、そんな状況だと思っております。この辺にちょっとそんな違いがあるように思っています。私は仕方がない。

だから、どっかの部門のどなたかを私は責めているという意味じゃなしに、お互いにちょっとそんな気持ちでやっぱり取り組んでいくことが大事なんではないかと、自分の問題として。そういう形でお客さんのところへ近づいていくという取り組みが大事ではないかと、こんな思いをお願いをした次第でございます。

もうこれ以上の質問はしませんけれども、それと私指摘ばかりちょっと申し上げましたですけれども、こんなことは評価すべき点もあったと私は思っております。ぎりぎりでもございましたけれども、3月31日の夜遅くまで私の在所のところへごみ袋が間に合わなくなったから1軒1軒回ってごみ袋を入れていただいたと、夜遅くまで頑張っていた。これはぎりぎりの最後の踏ん張りどころでもございましたけれども、やっぱりそういう努力もしていただきましたし、あるいは、私聞いている範囲では、伴堂の在所では、やっぱりごみの出し方とか点検ということで朝早うから出て指導もしていただいたと、そんなことも伺っておりますので、評価すべき点はそういう形で評価をさせていただきたいと思っておりますけれども、そういったひとつ前向きなお取り組みのお願いをしたいと、こんなふうに思う次第でございます。

以上です。

○議長（池本久隆君） はい、米田副町長。

○副町長（米田農彦君） ただいま坂東議員から2回目の質問をいただきました。

特に土地の賃貸の関係でございます。この辺につきましては、実は私ども駐車場を借る場合において、土地を借りまして、その上へ向けて舗装というような形、またフェン

スというような形を投資をしていかなくちゃならん。こういう観点から、やはり2年とか3年、5年という単位の調整をしないと、仮に1年でその契約が云々ということになってくるといろんな問題を起こしますので、借りる場所、部分等々の目的によってはそれが1年になったり3年になったりというような形をすると。私どもとしても、借って投資をいたしますので、ちょっとそういうような部分があるということでひとつご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

それと、ごみ問題でございます。特に今回のごみ問題につきましては、住民の皆様方にも大変ご迷惑かけました。先ほども申し上げたとおりでございます。特に今回、このごみの有料化問題につきましては、先ほども話ございましたように、いわゆる6月定例議会に具体的な提案しながら、10月、4月という形の2段階方式をとらしていただきました。そんな関係で、私どもとしても万全な形の中で調整をいたしておったわけですが、特に石油の原油価格の高騰によりまして、私どもが発注をいたしておる業者の下請が倒産をしたというような状況の中で、納品期日がおくれてきた、これが一番大きな問題でございまして、これが通常的な形で措置ができておるとするならば、僕はこれだけの在庫切れ等々の問題は起こらなかったという思いをいたしておるわけですが、それが入ってこないという状況の中で、私どもは買いだめの予約そのものをつけなくてはならない状態に立ち至った。そのために、先ほど言いましたように12万枚というような大きな形での予約そのものになってしまった。また、この部分について、いわゆる別途発注という形の発注をしないとこれの対応ができなかった。そのために1カ月も日にちがかかってしまったというのが現状でございます。

確かに、今坂東議員さんがおっしゃったように、もう少し中身そのものを精査をしながら、もっと工夫と努力をしながら自分のものという考え方を持ての行政を進めるべきではないかというご指摘もいただいております。全くそのとおりだと思います。その辺を参考にしながら今後あらゆる行政の担当等々におきましても、そういう方向での対応をしていきたいと、このように思いますので、2回目の回答とさせていただきます。

◇ 松 田 睦 男 君

○議長（池本久隆君） 続きまして、4番議員、松田睦男君の一般質問を許します。

4番議員、松田睦男君。

○4番（松田睦男君） ただいま議長の許しを得ましたんで、一般質問をさせていただきます。

まず、1点目でございますが、町長の退職金について、ちょっと質問をさせていただ

きます。

町長、本当に長い間ご苦勞さまでした。置本町長の後を引き受けられたときには、私なりに高く評価してまいりました。しかし、私が5年前に初めて議会に籍を置くようになってからは、次のような疑問点がつくようになりました。これはほんの一部でございます。

まず第1点は、市町村合併について命がけで取り組むと言っておられましたが、私にはその姿は見えず、結果的には市町村合併は実現させることができなかったのです。

第2点目は、行財政改革であります。町職員にはすごい切り込みがあったにもかかわらず、特別職の取り扱いについては疑問が残ったところでございます。

また、3月退職された園長さんがある館の館長に嘱託する。これでもう約300万円ほどの節約ができたのではないのでしょうか。他の自治体の首長の中には、給与を大幅にカットし、さらには退職金を辞退される方もおられます。財政再建の取り組みに真剣な姿勢を見てとることができます。三宅町が財政的に苦しいのは、これは町民、町職員も皆わかっております。町長、せめて退職金の全額を受け取らないとか、あるいは半額でも辞退されるべきではないでしょうか。

また、もう一点は、町議選と同時に町長選挙を実施しておれば1,000万円以上の経費が節約できたものと思います。これにつきましては、市町村合併の責任をとる意味からも我々昨年4月に議員の選挙があったんですが、それを前倒しにして町長はそれを実施されれば、三宅町の財政は1,000万円以上が浮いてくるというようなことにもなると思います。

ほかまだいろいろございますが、今回の退職にされまして、私は法的には何も町長が退職金を全額受け取ることにについては問題ないと思いますが、やはり道義的責任といひましようか、そういうことを考えれば、町長、いかがなものでしょうか。最後に大変きつい質問をさせていただきましたが、そこらをちょっとお答えいただきたいというふうに思います。

第2点目でございますが、三宅町の教育のあり方、社会教育について質問をさせていただきます。

まず1点でございますが、以前、小学校のラジオ体操の件について一般質問をしたときに、「三宅っ子体操は私たちの先生がつくり、これを誇りに思う生徒も多い」との回答でありました。しかし、私が何人かの中学生や小学校の高学年、あるいは生徒、父兄に聞き取りをいたしましたところ、残念ながら「誇りと思う」と答えた方は1人も出ていませんでした。

三宅っ子体操がなくなってからは、夏休みの子供たちのラジオ体操もなくなっております。この子供たち、夏休み、地域の方と交流の場ということで大変有意義ではなかったのでしょうか。それが三宅っ子体操が入った途端に夏休みのラジオ体操はなくなった。このラジオ体操も公園でやる、そのときに各指導者が「おお、草を1本でも抜こうや」ということで草を抜いたりとか、そこらのごみを拾ったりとかして、非常に交流の場として大変有意義であったと思いますが、何せ今の父兄は、三宅っ子体操ができません。学校の先生にしても体操も完全にできる方は何人かしかないとかいう現状でございます。

そういうことで毎年夏休みには曽爾高原に子供会とスポーツ少年と一緒に合同のキャンプを行っております。ここ四、五年前の話でございますが、三宅小学校の児童は毎朝交代で体操をするわけですが、三宅小学校の子供に、子供会、スポーツ少年団には学校でラジオ体操を習っていないということで曽爾高原で体操ができなかったと、こういう事例も過去にありました。そこで、ことし3月退職されました高橋校長が小学校4年生からは体育の時間にその体操を教え、今ではどこへ行っても小学4年生以上の方からはラジオ体操ができるようになっております。そういうことで、今回、教育長、ことしの運動会、これでもラジオ体操でいかれるんですか、それとも三宅っ子体操でいかれるんですか。

私が県の保健体育課のほうに電話で問い合わせたところ、ラジオ体操は、これは全国的に普及はしていますが、今は準備運動という中で取り上げておって、別にラジオ体操をしなくても、そこの地域に合わせてやっていますということでございます。しかし、最初、県の教育課の方が電話をとられたとき、「え、今どきラジオ体操を教えていないところがあるんですか」と、「私はよくわからないので、保健体育課のほうへこの問題は問い合わせます」ということで、私はこういうファクスをもらっております。

次に、教育長もご存じのとおり、磯城郡には青少年健全育成協議会というボランティア組織があります。これは、田原本町、川西町、三宅町の3町で活動をし、県からもそれなりの評価を受けております。年1回の総会時には田原本町、川西町とも必ず教育長並びに課長や関係者が出席され、日ごろの活動について直接謝意を述べられております。三宅町は担当者のみで、本町の育成委員は肩身の狭い思いをしているのも現実でございます。教育長はこの組織をどう評価されていますか。また、本町と田原本町及び川西町の対応の相違についてどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

3点目に、本町にも体育指導員の方が何人かおられます。ある指導員の方が上部団体の県に出て、県の体育指導員の副会長までなり、次期会長という話があった中で、本町が体育指導員としてその方を委嘱しなかったということで、本人は会長職につくことが

できず、結果として県の体育指導員に迷惑をかけたということが過去にありました。また、これに類した件は何件かあると思っています。

囑託するときには、「あなた、一生この体育指導員をやってください」と本人は言われたそうでございます。しかし、現在は委託するときには、何の連絡もなしにそのままの状態だったということでございます。この件につきましても教育長の見解をいただきたいというふうに思います。

また、4点目でございますが、今年度より三宅町の子供会が上部団体の県子連を脱退したとのことです。担当者によると、教育長と子供会会長と担当者と話し合い、県に届けたと聞いております。私自身は三宅町の子供会の顧問を現在まで務めてまいりました。顧問には何の相談もないということはいかがなものでしょうか。今後、三宅町の子供会のあり方について、教育長の考え方をお聞かせください。

5点目でございますが、町の文化教室「ちぎり絵」の件でございますが、私のところに問い合わせがありました。この件につきましては、教育長とも電話でやりとりをやったことでございます。この件につきましても、三宅町の文化教室の方向性について教育長より回答していただきたいと思います。

回答次第では、時間の許す限り質問を続けさせていただきたいと思います。

以上をもちまして私の質問を終わります。

○議長（池本久隆君） はい、森田町長。

○町長（森田 忠君） 松田議員さんの質問につきましては、副町長並びに教育長からご回答いたします。

○議長（池本久隆君） はい、米田副町長。

○副町長（米田農彦君） 松田議員さんの質問事項の1点目、町長の退職金についてお答えを申し上げたいと思います。

町長の退職金についての質問の中で、まず1点目は市町村合併について申されておられますが、市町村合併につきましては、町長以下、町職員等もその実現のため全力で取り組んでまいりましたが、結果として合併に至らなかったこと、またその原因につきましては、議員もよくご承知のとおりでございます。

また、2点目の行財政改革の中で、職員にはすごい切り込みがあつたにもかかわらず特別職の取り扱いについては疑問が残った点と申されておられますが、現在、特別職につきましては、町長報酬15%、副町長・教育長10%のカットを行っております。職員につきましては、行財政改革の一環として実施した機構改革の中での旧課長職から補佐職（グループ長）に移行した職員につきましては、管理職手当4%カット並びに地域手当

1%カット、特殊勤務手当の見直し等を実施いたしております。職員に対するすごい切り込みと特別職の取り扱いについて疑問が残るとおっしゃっておりますが、何を指して申されておるのか、私どもには理解できません。このことを申し添えておきたいと思っています。

なお、本町におけます常勤特別職並びに職員の退職手当金につきましては、加盟している奈良県市町村退職手当組合の条例及び規則等の規定に基づき、事業主負担として掛金支払いを行い、退職時に当組合から退職金として組合の規定により給付されるものであり、この定めのとおり、給付を受けることは当然のことであると考えております。もし仮に退職手当金を辞退した場合にどのようなことになるのかと言いますと、退職手当組合が退職手当金の支給をしないということで、本町の掛金が軽減されたり免除されることはございません。このことを申し上げておきたいと思います。

なお、この質問の中でそれ以外のことを今おっしゃっておりますが、通告がございませんので、私ここで答えるのはルール違反となりますので、回答は差し控えさせていただきます。

○議長（池本久隆君） はい、岩井教育長。

○教育長（岩井利祐君） それでは、ただいまの松田議員の三宅町の教育のあり方、社会教育について、5点ございましたけれども、順次お答えを申し上げていきたいと思えます。

まず、ラジオ体操の件でございますけれども、三宅小学校では、文部科学省が以前から進めています「特色ある学校づくり」に呼応し、職員が知恵を出し合い、体育の時間の開始に備えた準備体操として「三宅っ子体操」をつくり上げ、実施をしています。

子供たちが、ラジオ体操であれば誇りに思い、三宅っ子体操であれば誇りに思わないのでしょうか。指導者は、次に行う体育活動の中身に照らし合わせ準備運動を行わせるものであることのご理解をお願い申し上げたいと思います。

曽爾高原に行かれていたのはいつのことか存じませんが、昨年の4年生以上の学級では、学習指導要領に、やらなければならない、勉強しなければならないと示されていないラジオ体操を、将来のことを考え卒業までに覚えておこうと指導されています。

運動会という体育的行事、体育活動前の準備運動をどうするかについては、県のほうへもお問い合わせがあったようでございますけれども、ラジオ体操は、健康の保持増進のために継続的に習慣的に行う徒手体操であります。体育行事あるいは体育的な活動の前に行う準備運動は、いわゆるストレッチ体操を中心とした、小学校の先生がつくり上げた三宅っ子体操であります。運動会という体育的行事、体育活動前の準備運動をどう

するかについては、これまで申し上げたことからご理解いただけることとも考えますが、学校が考え、学校が行うことにご理解を賜りたいと、このように思います。

2つ目、青少年健全育成協議会ということについての回答ですが、議員のおっしゃる、磯城郡にあるという青少年健全育成協議会というボランティア組織については、私、存じ上げておりませんので、回答を控えさせていただきます。

それから、3つ目、体育指導委員のことでございますけれども、お尋ねの件は、平成12年3月、今から8年前のことであろうと思われませんが、体育指導委員の年度末の会議で、三宅町の社会体育の振興のため年長の3人が退任し、若手を委員にさせていただこうと協議され、3人のどなたからも異論、発言がなく同意されました。このことに基づいて新委員を委嘱いたしました。4月半ば過ぎであったと思われまして、3人のうちのお1人が町長室に行かれ、私だけは別扱いだと思っていたと話され、当惑をいたしました。3人の方が申し合わされたことでもあり、なぜ申し合いをされるときにそのときの事情なり意見を申されなかったのか、あるいは町長室ではなくて他の2人に話をされるべき問題ではないかということをお話し申し上げ、ご理解をいただいたと考えています。

なお、3人の方々が3人で協議されたことでありますので、席上、継続して委嘱しないことの言葉は申し上げませんでした。お礼のみを申し上げました。ほかに継続して委嘱をしないときは、会議の席上で、あるいはお出会いをしてお礼を申し上げ、ご理解をいただいていると記憶しております。ほかにこのような類はないものと、そのように考えております。

その次、県子連の脱退でございますけれども、三宅町子供会連絡協議会を初めとする社会教育関係団体は、三宅町から補助金を支出してはいますものの、それぞれの団体において事業計画や予算案を策定し、活動される独立した団体であります。

よくある市町村の団体のように、三宅町子連も県につながっておられたわけですが、県の下部組織に入ることのメリット・デメリットを検討され、県の組織から抜きたいとこのことの相談を受けました。メリット・デメリット、県に行かなければならない時間を三宅町子連の活動に使いたいという意見も聞かせていただき、それなら抜けられてもという意見を申し上げましたが、最終的には、単位子供会の役員さんの意見を聞き決定されたようであります。

顧問には何の相談もないということですが、このことについては、独立した団体の中のことでございますので、私が答えるものではありません。

今後の子供会のあり方については、少子化や大人の情報化社会の影響をまろに受ける

子供たちが、家庭外、学校外にあって活動を通して健やかに育ってくれることにあります。このためには、育成者の方々に時間とご苦勞をおかけすることとなりますが、大人が子供に「してあげる子供会」から、子供たちの縦の関係を生かし、「子供みずからが考え活動する子供会」への方向転換をお願いできればと考えていますことを申し上げ、回答といたしたいと思います。

次に、公民館の文化教室の方向性でございますが、20年度は町長の町民の学習意欲についての特別な計らいで講師謝金を予算計上いただきましたが、町の財政状況からいつまでも続くものとは考えておりません。また、学習される町民の意識にいたしましても、4年間で卒業という窮屈な縛り、あるいは10名でないとその教室が成立しないというような縛りから外れ、好きなことをいつまでも続けたいという思いがあるようであります。このことをあわせ考えますと、町が行う文化教室は住民の文化活動への関心の掘り起こし、動機づけとも言われますが、同好の者が集まり、自由に文化活動にいそしめる雰囲気ほうがよいのではないかと考えられます。

したがって、川西町、田原本町が以前から取り入れているクラブ方式がすぐれているのではないかと考え、定数に満たない教室からクラブ方式にかえていただくような方向を示したいと考えていますことを申し上げ、回答といたしたいと思います。

以上です。

○議長（池本久隆君） はい、松田議員。

○4番（松田睦男君） 町長の退職金につきましては、この中にないことまで言ったんでルール違反だとかそういうを言われましたが、これにつきましては、私だけではございません。今までの議員の中でも質問した、質問書以外のことに何回も述べております。なぜこのことだけについてルール違反なのか。今、ここまで町が逼迫しとるんやったら、町長、一遍退職金受け取りはってもよろしいですやんか。そこからまた町に寄附しますという方法でも、やろう思うたらできるんじゃないか。違いまっか。私はそういうふうに感じます。だから、この件につきましては、議会にもこれ問題あったこととが言われますよ。というのは、昨年の我々の町議選のときに議会として町長にそういうことを進言すべきであったんですけども、それをちょっと私しましたが、途中でつぶされて言うことができなかったというのが現状でございまして、町職員につきましては、大変一生懸命やっておるという中でございます。

しかし、私、恐らく町長言われたのは、ことし3月に退職された人を、今まで館長を兼任していたのをそれを外して、そしてその方を館長にしたこと、この件が、私、文面になかったので、恐らくこのことを指して言われておるんじゃないかなというふうに思

いますので、それはもう回答は要りません。

次に、教育長の回答でございますが、これは何年も教育の中におって、教育長を務められ、我々若輩者の質問にはどっからでも切り込んでこられる、そのことは承知の上で私はこの質問をしておるんです。これは、夏休みにラジオ体操を地域の子供たちがやっとなった、こういう事実があるわけなんです。そこまで、結局子供たちは、小学生の低学年の子供はラジオ体操を知らない。今までは子供会とか地域の方が夏休みになったら、そこでワイワイ、ガヤガヤ言うてラジオ体操をした、そういう光景があったわけです。それすら、今、三宅町ではなくなっているんですよ。そこはどう考えるんですか。

それと、2点目です。磯城郡に青少年健全育成協議会、これありますわ。これ三宅町からは、教育長のところからは、これ予算に出とるんですよ、これ。恐らくこの文言で若干違うところがあるから、そこを指して、恐らく言われておると思うんですね。そんな子供だましのみたいなことを言われたら困ります。これ、田原本町も川西町も三宅町も町からそこへ予算くれていますやんけ。予算出しとんのに教育長は知りませんで、そういうことを言うてくれたら、これは今度川西町で総会がある、16日ですか、ありますんで、議会でこう言うたら、三宅町の教育長はそんなん知らんと言うたということを私報告しときますわ。

それと、この3番目の体育指導員のことでございますが、これにつきましても、本人には死ぬまでやってくれとお願いしとったと本人は言うとするわけです。そやから本人は別額やと思うてはったということが真相なんですわね。それだけ言っておきます。

それと、三宅町の子供会ですが、これは独立した団体であるから云々と言われますが、表向きはそうですけれども、何につけかんにつけ教育長はいろいろとくちばしを入れてきてる、今までずっと。それをこういうことになったら、いや、これは独立した関係ですからと。これも早く言えば知りませんというような感じに私には受け取れます。

それと、文化教室でございますが、これにつきましても、私のところへいろいろと問い合わせがありました。そういうことで、私はいろいろ調べもしました。だけれども、その方は講師とするんじゃなくして、ただ高取町かどっかの方を講師に招いて云々とかいうようなこともありましたですね。もう少し教育長としては血の通った、ぬくもりのある、ほんまに地域町民がどう思うとんねんというようなことで私はやっていただきたい。まだまだ言いたいことはいっぱいありますけれども、もう時間の関係ありますので、あと、回答は要りません。

以上です。

○議長（池本久隆君） 教育長。

○教育長（岩井利祐君） 回答は要らないということでありますけれども、2番目の磯城郡にあるという青少年健全育成協議会というボランティア団体、このことについては申し上げたいと思います。時間いただきたいと思います。

青少年育成協議会というのは、私の心当たりとしますのは、質問されている内容から考えまして、磯城郡青少年指導員連絡協議会であると思います。たしか町からも2万4,000円でございましたか、補助金を出している協議会でございます。この青少年指導員連絡協議会と申しますのは、磯城郡3町の各町町長さんの推薦に基づいて奈良県から委嘱された青少年指導員の方々と構成される協議会であります。事務局は3町、2年ごとに、2年間担当して、次4年あくというような持ち方をしております。

三宅町が事務局を担当いたしましたのは、平成12年、13年、これは私、会議に出席を、総会に出席をさせていただきました。会議の開会前にお弁当をいただいて、そこから会議が始まるわけですが、会議の冒頭にお礼を申し上げ、さらなるご協力を、子供たちの健全育成についてご協力をお願い申し上げております。次、回ってきたのは平成18年、19年でございますけれども、18年の総会は私事、親戚の法事ございまして、やむを得ず欠席をさせていただきました。このときに、これまで続けてきた弁当を出すということ、時代の流れからそれを取りやめたようであります。そのときに、委員の品格を疑うような発言があったとき、田原本町、川西町の委員さんに対して随分肩身の狭くなるような思いをいたしました。19年はそのことで欠席いたしております。ですから、知らないというんではないと。磯城郡青少年指導員連絡協議会という名称できちんと把握をいたしております。

なお、この協議会については、祇園祭りの補導とかコンビニの巡回とか、補導という意味でご苦労をいただいていますとともに、青少年健全育成というような意味合いで3町子供交流会とか、あるいは昨年は三宅小学校の除草作業に合わせてそうめん流しなどを企画、実施いただいて、子供たちが大変喜んでその活動に参加したと、このように言っております。

以上でございます。

○議長（池本久隆君） ただいま半時間の時間がまいりましたけれども、副町長は答弁したいということで、それを認めます。

はい、副町長。

○副町長（米田農彦君） 議長、申しわけございません。ちょっと時間超過の中であえて許可をいただきまして、本当にありがとうございます。

ただいま議員からのご質問の中に、特に私、先ほど答弁の中で、通告のない部分につ

いて答弁は差し控えさせていただくということを申し上げておるわけです。何もルール違反だから答えない云々と言っているんじゃないんです。通告のある部分として回答を私ども準備をし、調製いたしておりますので、そのことを、入っていないことを答えるということにつきましては、ルールから逸脱しますので、この部分については回答はできませんと、このことを申し上げておりますので、その理解の間違いのないような形にさせていただきたいと、このように思っておりますのでございます。

◇ 池 田 年 夫 君

○議長（池本久隆君） ただいま時間も来ましたので、続きまして、5番議員、池田年夫君の一般質問を許します。

5番議員、池田年夫君。

○5番（池田年夫君） 議長の許しがありましたので、日本共産党を代表して一般質問を行います。

5月上旬に「平成20年度三宅町特定健康検査・特定保健指導」のご案内が国民健康保険加入世帯に送付され、同時に「人間ドック検診」「脳ドック検診」の案内が同封されていきました。「人間ドック検診」「脳ドック検診」の申し込み期間は5月19日から5月23日までとなっています。役場の担当課から事前に問い合わせのあった住民に対して、16日の夕方「19日の8時半から9時までに印鑑を持参してください」と電話があり、19日の朝、指定された時間どおりに行ってみると32番の番号札を渡された。25人の指定の範囲内に入らなかったという住民の訴えがありました。当日は、「朝6時過ぎから役場前に順番確保のため並んでいた」という住民もあったということですが、人間ドック検診希望件数は何件あったのでしょうか。

問題なのは、事前に「人間ドックを受診したい」と申し込んだ住民に対して、16日の夕方に役場から「19日の8時半から9時までに印鑑を持参してください」と電話があったというわけですから、担当課の対応として申し込みの文書には先着順となっていますが、申し込み順にするのではなく、住民の生命と財産の確保もうたっている地方自治法の第1条の2、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」という精神から、公平性の上からも多数の場合は抽選にするなどの方法をとるべきではなかったかと思いますが、町長の所見を伺います。

次に、4月1日からごみ袋が値上げされました。このことによって3月末から4月にかけてごみ袋が店頭から消えるという状態になり、住民はごみ袋を買えないという異常

事態になりました。そして、3月末は店頭にないから売店は3月の値段で注文を受けるという状態です。このときに注文を受けたそれぞれの枚数は幾らになりますか。このような事態を招いた責任は前任者として行政の責任だと思いますが、町長の所見を伺います。

3月まで使用していたごみ袋の回収は一部だと思いますが、回収した枚数と活用方法について町長の所見を伺います。

これで一般質問を終わりますが、答弁によっては自席から再質問をさせていただきます。

○議長（池本久隆君） 森田町長。

○町長（森田 忠君） ただいまの池田議員さんの質問につきましては町民生活課長並びにごみ袋の関係につきましては副町長から回答いたします。

○議長（池本久隆君） 中川課長、はい、どうぞ。

○町民生活課長（中川 章君） ただいまの池田議員から人間ドック受診についてのご質問についてお答えいたします。

人間ドック受診希望者の申し込みにつきましては、例年3月広報紙の折り込み記事に国民健康保険被保険者証の更新並びに人間ドックの助成制度のお知らせを行いまして、4月から新年度のドック受診希望者の定数25名の募集を行ってまいりました。本年度からは特定健診並びに特定保健指導の新たな制度が実施されるに当たりまして、従来実施してまいりました人間ドックの受診データを特定健診などのデータに活用を図るべく作業並びに費用面の調整におきまして、関係機関との協議が整うのに日時を今回要しました。20年度に限りましては、特定健診の案内と同時に受診案内を行うこととなりまして、例年のごとく申し込み順で募集を行いました。その結果、25名の定数に対しまして受け付け日の初日で63名の受診希望件数となる結果となりました。

今回の募集時につきましては、本年度の結果を踏まえながら募集方法並びに助成金額等を既に議員ご指摘の前から課題としてとらえております。今後、検討してまいる予定であります。

回答終わります。

○議長（池本久隆君） はい、米田副町長。

○副町長（米田農彦君） 池田議員ご質問の2点目のごみ袋の有料化についてのご質問について回答させていただきたいと思います。

4月1日からのごみ袋料金改定によりまして、住民の方々からのごみ袋の多量の買いだめがなされ、販売店で購入することができない状態となり、一部の袋については他の

用途のごみ袋で代用していただく事態となり、代用していただけない不燃袋については、町より全世帯に向けて応急措置として4月に限って不燃袋を配布させていただいたところでございます。さらに、不足を来したごみ袋について住民の方々から3月に予約注文の要望があり、受けざるを得ない状況に陥りました。3月末におけるごみ袋の予約枚数は12万3,720枚となり、至急にごみ袋の発注を行わなければならない結果となりました。今回予約のごみ袋については、5月2日に各販売店に納入をさせていただき、ごみ袋の不足は解消いたしました。今回ごみ袋の在庫切れにつきましては、先ほど坂東議員のご質問に回答させていただきましたとおり、4月からのごみ袋の料金改定に伴う住民の方々の予測をはるかに上回る買いだめ、原油価格の高騰によるごみ袋製造発注業者の下請の倒産に伴う納品期日の遅延並びに買いだめがなされた時点で、販売枚数に制限を加えられなかったことが原因であります。

旧ごみ袋の回収状況につきましては、現段階では約2万5,000枚となっておりますが、今後さらに回収枚数がふえることが予測されておりますが、ごみ袋の活用につきましては、リサイクル等を視野に入れながら検討してまいりたいと考えております。

今回のごみ袋の不足に対しまして住民の方々、販売店の方々には、多大のご迷惑をおかけいたしましたことをおわび申し上げておきたいと思っております。

以上、回答申し上げます。

○議長（池本久隆君） 池田議員。

○5番（池田年夫君） 今、それぞれの担当課長と、それから副町長のほうから答弁あったわけですが、まず健康診査というんですか、人間ドックと脳ドックのほかにも、三宅町では健康福祉課などでも健康診査などの申し込みがあるわけなんですけれども、これについても先着順何名とかそういう文書が書かれているんですけれども、その場合でも、多数の場合は抽せんを行うと時間まで指定して、今回の場合でも、今後の検討課題というふうに今答弁もあったわけですが、そういう抽せんとか、そういうことも含めて検討していただきたいということを指摘しておきたいと思っております。

そして、ごみ袋の問題ですが、実際にこのような原因をどのように受け取るのかという問題であります。今の副町長の答弁でも、前任であった課長などの、課長、今度4月1日の人事異動で変わったわけですが、それまで行ってきた前任者の責任についても一言も触れておられないし、そしてまた、そういう事態になったことについて、町長や副町長について、真摯に受けとめるという反省の弁はあったわけですが、本当にこのことについて真摯に受けとめるということがあるのか。そして、今後の解決策について、ただ、ごみ袋が調達されたから、それはもう解決だということではな

しに、このことから何を学ぶかということが大切ではないかと思うわけであります。

先ほども、同僚議員からも指摘されたわけでありますけれども、住民と行政と一体となった行政のあり方ということのをどのようにして進めていくのかということが必要じゃないかと。そういう点でも、私自身も昨年の6月時点から導入のごみ袋の有料化ということが問題になったときからも指摘してきたわけですが、住民との対話ということが非常に大切ではないかということであります。そういう点について、今後の方針として、もしそういう点について町長、副町長のほうから答弁があるのであれば、答弁していただきたいと思います。

○議長（池本久隆君） 副町長。

○副町長（米田農彦君） ただいま池田議員の2回目の質問の中で、特にごみ袋についての問題でございますが、私どもこの事態を起こした原因等々も先ほど申し上げたとおりでございます。そういう事態そのものを含め、やはり計画期間そのものにおいても、先ほども回答いたしましたように、私どもとしてももう少しやはり長い期間をかけて協議をし、調整をしていかなくちやならん。また、議会とも協議をしていくという形の調整をとりながら、この辺についての善処策といいますのか、そういうものを考えていかなくちやならんではないかと、こういうように思っておりますので、今後、やはり私どもとしても十分期間をおいた形で協議を進め、対応してまいりたいと、このような思いを持っております。

また、先ほど人間ドックの関係につきましてもご指摘あったわけでございますが、この辺につきましても、先ほど課長がお答えいたしましたように、このことを反省をしながら来年度へ向けての課題として、どういう形の方法が一番ベターであるかということについて調整をしながら進めてまいりたいと、このように思っているところでございます。

○議長（池本久隆君） 以上で一般質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

なお、午後1時30分より再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

（午前11時41分）

○議長（池本久隆君） 10番議員、若井秀友君は都合により退席されました。

ただいまの出席議員数は9名で定足数に達しております。

よって、平成20年6月三宅町議会第2回定例会は成立しておりますので、引き続き会議を再開いたします。

(午後 1時30分)

◎議案第31号～議案第33号、承認第1号～第4号、報告第1号の上程、説明
○議長（池本久隆君） これより議事に入ります。

お諮りいたします。

日程第5、議案第31号 平成20年度三宅町一般会計第1回補正予算についてより日程第15、推薦第1号 三宅町農業委員会委員の推薦についてまでの各議案につきましては、既に招集通知とともに配付いたしておりますので、各位におかれましては熟読願っている関係上、この際、議案の朗読を省略いたしたいと思っております。

お諮りいたします。

日程第5、議案第31号 平成20年度三宅町一般会計第1回補正予算についてより日程第12、報告第1号 平成19年度三宅町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてまでの議案3件、承認4件、報告1件を一括上程いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池本久隆君） 異議なしと認め、一括上程いたします。

議案の朗読を省略し、森田町長より提案理由の説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田 忠君） 本定例会に提出いたしました各議案について、その概要をご説明を申し上げます。

まず、議案第31号 平成20年度の三宅町一般会計第1回補正予算案につきましては、4月以降における国庫補助金の交付決定、社会福祉協議会の人件費を含めた補助金増額並びに事業費の確定により、補正予算の必要が生じたため提案をいたしております。

議案第32号 補強・大規模改造事業三宅小学校耐震改修工事（第2期）請負契約案につきましては、学校の授業等にできるだけ支障が出ないようにするため、夏休み期間を最大限に活用し工事発注を行うこととし、去る5月2日町建設工事請負業者選定委員会において指名競争業者6社を選定し、5月14日に現場説明会を実施し、昨日6月5日指名5社による競争入札を行い、契約金額1億2,285万円で桜井市大字桜井553番地の1、株式会社中尾組と仮契約を締結いたしておりますので、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を賜るべく提出いたしております。

議案第33号 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更案につきましては、広域連合

の執行機関の運営体制を強化するとともに、意思決定機能の充実を図るためと、広域連合を組織する市町村の長が兼職しております広域連合長及び副連合長に加え、常時、広域連合の運営に専念できる常勤の副広域連合長を置くため、条文の整備を行うべく提出いたしております。

続きまして、承認4件につきましてご説明をいたします。

承認第1号 平成19年度三宅町一般会計第5回補正予算に関する専決処分事項報告並びに承認第2号 平成19年度三宅町老人保健特別会計第4回補正予算に関する専決処分事項報告については、歳出における事業費の確定に伴い関係歳入を合わせて補正予算の必要が生じ、おのおの専決で処分を行いましたので、議会へこれを報告し承認を願うべく提出いたしております。

次に、承認第3号 三宅町税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分事項報告並びに承認第4号 三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分事項報告につきましては、地方税法等の一部改正をする法律等の施行に伴い、それぞれ4月1日並びに4月30日に施行される内容について、条例の改正を行う必要が生じ専決処分を行いましたので、議会へこれを報告し承認を願うべく提出いたしております。

続きまして、報告第1号 平成19年度三宅町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、小学校の耐震改修における補強・大規模改造事業費の繰越額の確定並びに財源内容につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき繰越計算書によりまして報告を行うものであります。

以上が補正予算案等の概要であります。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

なお、補正予算並びに承認の詳細につきましては、副町長より説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（池本久隆君） 米田副町長。

○副町長（米田農彦君） 今回提出いたしました補正予算案、承認案について、私から説明をさせていただきます。

まず、議案第31号 平成20年度三宅町一般会計第1回補正予算案については、歳入・国庫支出金において、平成21年5月から開始される裁判員制度の実施に伴い裁判員選任のための住民基本台帳電算処理システムの改修費として交付されることとなりました交付金88万8,000円の増額を行いました。

次に、歳出・総務費では、裁判員制度創設に伴う電算事務システム改修委託料88万9,

000円の増額を行っております。民生費では、社会福祉総務費で社会福祉協議会への補助金27万8,000円の増額、公債費では、住宅新築資金等貸付事業債繰上償還金242万2,000円の増額を行いました。

また、歳入歳出の財源調整を図るため、予備費で270万1,000円の減額を図り、歳入歳出予算額におおの88万8,000円を増額し、予算総額を30億88万8,000円と定める補正予算案を提出いたしました。

続きまして、承認案4件についてご説明を申し上げます。

まず、承認第1号 平成19年度三宅町一般会計第5回補正予算につきましては、歳入の地方交付税において特別交付税の確定により4,704万5,000円の増額を、また基金繰入金では財源の調整を図るため公債償還基金繰入金で2,000万円の減額を図りました。

歳出においては、民生費で老人医療費の増加に伴い、老人保健特別会計繰出金2,578万5,000円の増額を行い、予備費において126万円の増額を図ったものであります。

以上のことから、歳入歳出予算額におおの2,704万5,000円の増額を行い、予算総額を32億501万1,000円と定めたものでございます。

次に、承認第2号 平成19年度三宅町老人保健特別会計第4回補正予算につきましては、歳入においておおの交付金・負担金等の確定により医療費交付金で460万1,000円の減額、医療費国庫負担金で818万4,000円の減額を行い、歳入不足額を一般会計繰入金2,578万5,000円の増額で調整を行ったものでございます。

歳出においては、医療費の確定により医療給付費1,666万5,000円を増額し、予備費で366万5,000円の減額を図り、歳入歳出予算におおの1,300万円の増額を行い、予算額を6億7,031万1,000円と定めたものでございます。

次に、承認第3号 三宅町税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法等の一部を改正する関係法令が、平成20年4月30日に公布されたことに伴い、同日付で施行されるものについて、条例の一部改正を行ったものであり、主な改正内容につきましては、公益法人制度改革の対応として、公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人に対する最低税率の適用、新築住宅に係る固定資産税の減額措置の適用の延長、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税特例の廃止、省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の創設について改正を行ったものでございます。

次に、承認第4号 三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、関係法令の一部改正に伴い条例の改正を行うものであり、主な改正内容については、後期高齢者医療制度創設に伴う地方税法等の改正により、国民健康保険税の賦課額のうち基礎課税額の税率及び賦課限度額の見直し並びに後期高齢者支援金等の課税の追加、

また後期高齢者及び国民健康保険被保険者が同じ世帯に属する特定世帯に係る保険税の軽減措置の創設について改正を行ったものでございます。

以上が補正予算案1件、承認案4件の概要でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（池本久隆君） ただいま町長、副町長の説明が終わりましたので、質疑は10日午前10時より行いますので、よろしくお願いいたします。

お諮りします。

日程第12、報告第1号 平成19年度三宅町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、町長などの説明がありましたので、これを報告とします。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（池本久隆君） お諮りいたします。

日程第13、同意第1号 三宅町政治倫理審査会委員の選任についてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

はい、森田町長。

○町長（森田 忠君） 同意第1号 三宅町政治倫理審査会委員の選任につきましては、任期が任期満了となることから、三宅町政治倫理条例第5条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるべく提出いたしました。

なお、履歴につきましては、議員の皆様のお手元に配付いたしておりますので、住所、氏名等の朗読をもって説明とさせていただきます。

_____、上谷喜佐雄、住所、_____、島田登志子、住所、_____、南 節子、住所、_____、安井茂治、住所、_____、細井秀和の5名であります。

ご同意のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（池本久隆君） ただいま町長の説明が終わりましたので、本件に同意を求める件を採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（池本久隆君） また、後で。

（「違うやん。採決してから後でということになる……」と呼ぶ者あり）

○議長（池本久隆君） それなら言うて、はい。

○4番（松田睦男君） 前もいろいろとほかの議員からもあったんですが、ただ住所、氏名、生年月日だけでこの方々がどういう方であるかということを、これ議員全部わかるんですか。私は2名の方についてはわかりますけれども、あとの3名の方には、全然名前と顔とは合わんし、こういう方はどういう方であるかということもご説明していただけなかったら、ただ何もわからないで同意するわけにはいかんと。

それで、この三宅町の第5条第3項の規定というのは、審査の委員は社会的人望があり、地方行政に関して見識ある者を町長が議会の同意を得て選ぶこと、条例ではそういうふうになっておるんですけれども、だけれども、我々ここへ名前挙げたこの方がどういう方で、今まで何をされて、どうやったんかということは全然わからんです。それをわからんままで同意ということにはね、そこらをちょっと説明してもらわんと、ほかの議員さんはそれでいいですかね。

○議長（池本久隆君） もし、松田議員が同意できなかったら、賛否とりますんで、そのとき賛成に起立せんでも結構です。そういうことで。

（発言する者あり）

○議長（池本久隆君） ええ、はい、はい。

○9番（植村正宏君） 家でちょっとあったんで。5人一括同意ということで説明いただいたんですけれども、この中でちょっと、松田議員もそうなんですけれども、私自身もこれちょっとおかしいんと違うかなと言いましたけれども、一人一人ということにはいかんわけですか。一括じゃなしに一人一人というわけにはいかんわけですか。

○議長（池本久隆君） これは一括でなっていますんでね。

○9番（植村正宏君） ああ、そう。

○議長（池本久隆君） はい。そういうことでひとつご了承願いたいと思います。

池田議員。

○5番（池田年夫君） この5名の中に実際に今、町の監査委員もやっておられる方も入っているんで、実際監査委員の方が政治倫理審査会の委員として適当なのかどうか、そこら辺の見解について、もしわかれればお願いしたいんですが。それと、監査委員だとか、そういう行政の一部の委員やっている方については、できたらほかの委員とかそういうやっちゃった人は避けるべきではないかというふうに思うんですけれども、その点について答弁をお願いいたします。

○議長（池本久隆君） 森田町長、ちょっと説明お願いします。

森田町長。

○町長（森田 忠君） 政治倫理審査委員会の委員の選任につきましては、これは5名の中、4名までは再任の方であります。5番目の小柳から提出いたしました細井秀和さんは、過日の、知ってる方ではありますが、現実には政治倫理条例に関しましては、このことにつきまして条例に基づきます審査をする必要がございませんでした。といいますのは、具体的に申し上げますと、政治倫理条例に反することはございませんでしたので、全く前任者の方々にはお世話をかけることはございませんでしたので、私は引き続き5名の方をお願いをしたわけであります。また、小柳の細井秀和さんにつきましては、小柳の前自治会長さんでもあり、適任だということでこの方をお願いをしたわけであります。

以上であります。

○議長（池本久隆君） はい。

○4番（松田睦男君） さっき議長は一括で採決するようになっているというのは、それは条例のどこにあるんですか。

○議長（池本久隆君） これは条例と違って、それで賛否とりまっさかいに、もし自分が不満やと思うたら、賛成しなくてもよいということでございます。

はい。

○4番（松田睦男君） これを一括で賛否されたら、3人の方は賛成ですけれども、2人はちょっと問題ありとか、そういうことになったら、これ1人おったら全部反対ということなんですか。そうしたら今、他の議員からあったように一人一人を、一括じゃなくして一人一人を採決していただきたい。仮に一括制でというのは、条例でもどこでもなるんでしたら、そういうふうに取り計らってほしい。

（発言する者あり）

○議長（池本久隆君） はい。

○5番（池田年夫君） 先ほど、私が質問した監査委員が入っているということについては、全然今説明がないんですが。

○議長（池本久隆君） 副町長。

○副町長（米田農彦君） 政治倫理条例の審査委員につきましては、いわゆる政治倫理につきましては、議会の提案によってこの条例が成立し調製がなされております。その上でこの委員そのものについて、議会の同意を得て調整をしていくという形の今制度になっておるわけであります。そういう観点から、やはり公平性を欠くという形の中で、町がこういう方々を適当というような形の中で選んできた。特に今おっしゃる監査委員が含まれておるのではないかと、現監査委員が含まれておるのではないかとという観点は、監

査委員は公平な立場、公平な形の中で今現在町の監査という形の中での目配り、調整、いわゆるチェックをしているという観点からその方が入っておるというのが現状でございます。そういう観点からあくまでも公平な立場で見られる学識経験者の方々を町が選んで議会のほうへ提案していく、こういう観点からの調整をつけておるというのが現状でございます。

以上です。

○議長（池本久隆君） 植村議員。

○9番（植村正宏君） 今、公平な形の中で人選したと、監査委員が最も公平な人であるというような説明出ましたんですけども、聞いてくれてるか。監査委員が一番公平な人であるということを説明を受けたんですけども、僕は以前にも抗議というんか、お願いしたんですけども、監査委員さんはやっぱり公平な人の立場の中で行動していただきたい。そんな中で我々統一地方選挙のときには監査委員さんがある議員さんを応援された。公の場所で応援されたということで、僕は一度抗議に持ち込んだ。経過、副町長さんも知っておられると思うんですけども、この人で、かつまた公平な人という認識は僕はちょっと持たれへんねんけれども、その辺の、質問している、説明していただけますか。

○議長（池本久隆君） 副町長。

○副町長（米田農彦君） ただいま植村議員からの発言でございますが、確かにそういう形での話もございました。当然、その当時にご本人さんにも確認をし調整をいたしました。監査委員というのは、私自身、今言いましたが一番公平とか云々ではなしに、公平な立場で物事を見、監査をしていただいておりますので、この方を町長が委員として選任をしたいという考え方で提案をしたということであります。だから、そういう形の中で調整をつけていくという考え方で今回提案をさせていただいております。

だから、この政治倫理条例の対象者というのは、議員さん、それから町の町長、私、それから教育長までが政治倫理条例の対象者でございます。だから、そういう観点を含めながらの公平性そのものを含めた観点での人選と、こういうことになっていると、このように理解をしていただきたいと思いますわけであります。

○議長（池本久隆君） 町長。

○町長（森田 忠君） まず政治倫理条例というのは、皆さん方が、議員の皆様方からこのことを作成していただいた委員会であります。そして、その内容につきましても、一番ご承知であります。そういうことで、まず、実際政治倫理条例の基本的なことだけはしていただいて、それから質問をしていただきたいと思います。

○議長（池本久隆君） はい。

○4番（松田睦男君） 私は三宅町の政治倫理条例、これも何回も目を通しております。

それはそれとしまして、もうここへ今提案されましたんで、私が言っているのは、一括じゃなくして一人一人をどうするかいうことで諮ってくださいということを言っておるわけです。

○議長（池本久隆君） 一括上程いたします。

ただいま町長の説明が終わりましたので、本件に同意を求める件を採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（発言する者あり）

○議長（池本久隆君） 採決させてもらいます。

同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（「ちょっと意見聞いてくださいな」と呼ぶ者あり）

○議長（池本久隆君） 聞いているやないか。

（「採決、立った人数読んだん違うんかいな」と呼ぶ者あり）

○議長（池本久隆君） 読んどるんです。立ったり座ったりしたらわからしまへんがな。

もう一回言いませ。

本件は、これに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（発言する者あり）

（賛成者起立）

○議長（池本久隆君） 起立多数と認めます。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

◎同意第2号の上程、説明、採決

○議長（池本久隆君） お諮りいたします。

日程第14、同意第2号 三宅町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田 忠君） 同意第2号 三宅町固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、委員1名の任期が満了となることから、地方税法第423条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるべく提出いたしました。

なお、履歴につきましては、皆様のお手元に配付しておりますので、住所、氏名等の朗読をもって説明とさせていただきます。

____、吉村繁美。再任であります。

ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（池本久隆君） ありがとうございました。

ただいま町長の説明が終わりましたので、本件に同意を求める件を採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（池本久隆君） 起立全員と認めます。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

◎推薦第1号の上程、採決

○議長（池本久隆君） お諮りいたします。

日程第15、推薦第1号 三宅町農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

議会推薦の農業委員に松田睦男君を推薦したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池本久隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議会推薦の農業委員会委員に松田睦男君を推薦することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（池本久隆君） 本日はこれをもって散会といたします。

次回は6月10日午前10時より会議を開きます。本日はどうもありがとうございました。
ご苦労さまでございました。

（午後 2時02分）

招集の日時 平成20年6月10日火曜日午前10時00分開議

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

志野孝光	廣瀬規矩次	坂東暹
松田睦男	池田年夫	池本久隆
辰巳勝秀	梅本勝久	植村正宏
若井秀友		

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町長	森田忠	副町長	米田農彦
教育長	岩井利祐	総務課長	東浦一人
健康福祉課長	吉岡秀元	町民生活課長	中川章
産業建設課長	陰山尚則	上下水道課長	西岡康次
教育委員会事務局長	松本幹彦	幼稚園園長	森本雅子

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	福本雅至	モニター室係	乾輝男
モニター室係	赤松郁		

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

5 番 議 員	池田年夫	7 番 議 員	辰巳勝秀
---------	------	---------	------

平成20年6月三宅町議会第2回定例会〔第2号〕

議 事 日 程

平成20年6月10日 火曜日
午 前 10時00分 開 議

- | | | |
|------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第31号 | 平成20年度三宅町一般会計第1回補正予算について |
| 日程第2 | 議案第32号 | 補強・大規模改造事業三宅小学校耐震改修工事（第2期）請負契約
について |
| 日程第3 | 議案第33号 | 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について |
| 日程第4 | 承認第1号 | （専決処分事項報告）平成19年度三宅町一般会計第5回補正予算に
ついて |
| 日程第5 | 承認第2号 | （専決処分事項報告）平成19年度三宅町老人保健特別会計第4回補
正予算について |
| 日程第6 | 承認第3号 | （専決処分事項報告）三宅町税条例の一部を改正する条例の制定に
ついて |
| 日程第7 | 承認第4号 | （専決処分事項報告）三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する
条例の制定について |

◎開議の宣告

○議長（池本久隆君） 皆さん、改めましておはようございます。

平成20年6月三宅町議会第2回定例会を再開いたします。

議員各位には、公私ご多忙の中、ご出席を賜りまして心から敬意を表する次第でございます。

ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しております。

よって、議会は成立いたしました。本日の議会を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（池本久隆君） 本日の議事日程はお手元に配付しておりますとおりであります。

◎議案第31号～議案第33号、承認第1号～承認第4号の総括質疑、討論、採決

○議長（池本久隆君） お諮りいたします。

日程第1、議案第31号 平成20年度三宅町一般会計第1回補正予算についてより日程第7、承認第4号（専決処分事項報告）三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてまでの7件を一括議題とし、今定例会に通告されました議員の質疑を許します。

質疑ございませんか。

池田議員。

○5番（池田年夫君） 議案第32号について質問いたします。

小学校の耐震改修工事（第2期）の請負契約についてですが、指名競争入札となっています。以前にも発言しましたが、契約案件だけで適当かどうか、調査検討もできないのではないのでしょうか。業者の評価や入札の結果と指名業者など検討できるような資料の配付を行ってください。そしてまた、予定価格の公表はされているんですけれども、最低制限価格の公表はされていません。地方自治法施行令の167条の10の2項で考慮する

ようにしています。奈良県の県内の自治体でも最低制限価格を公表している自治体もあります。最低制限価格についての本町の見解について述べていただきたいと思います。

次に、専決処分の老人保健特別会計ですけれども、歳出で1月から3月までの診療分の増額ということではありますが、増額になった原因はどういうことでしょうか。

次に、国保条例の改正についてですが、予算ベースで昨年まで所得割、資産割、均等割のパーセント、そして額、本年度予算の所得割、資産割、均等割、支援費のパーセントと額の比較はどのようになっているのでしょうか。そして、三宅町の場合、75歳以上——後期高齢者になるんですけれども、この方の保険料について所得割、均等割のパーセントと額についてはどういうことになるのでしょうか。そして、昨年の国保税の場合と後期高齢者医療保険料と比較した場合、どのようになっているのでしょうか。

そして、4番目には、他の市町村は国保税の値上げを行っているわけでありますけれども、本町の場合の見通しについてはどういうふうになるか答弁をお願いいたします。

○議長（池本久隆君） 東浦課長。

○総務課長（東浦一人君） まず、議案第32号関係についてのご質問でございますが、本議案につきましては、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、工事請負契約の締結についてご審議を賜るべく上程いたしておるものでございます。

したがいまして、業者の評価等につきましては、町指名審査会において慎重に審議し指名決定しているものでありますので、議決を賜るものではなく、資料の配付も行っておりませんので、ご承知のほどをお願いいたします。

なお、入札結果につきましては、町ホームページ並びに閲覧にて公開いたしております。

また、最低制限価格制度に係る最低制限価格の設定につきましては、三宅町建設工事入札執行要領に基づき、入札執行者が特に必要と認めるときに設定することといたしておりますので、適正な価格による公正な競争を阻害するような過度な低価格入札等が想定される場合につきましては、設定することといたす所存であります。よろしく申し上げます。

○議長（池本久隆君） はい、中川課長。

○町民生活課長（中川 章君） 次に進みます。引き続きまして、2点目の専決処分事項報告の老人保健の医療費に関しまして、1月診療分から3月診療分の増加についてのお尋ねですけれども、今回専決処分補正予算を行いました額につきましては、1月から2月診療分のみであり、3月診療分につきましては20年度予算となっておりますので、回

答は差し控えさせていただきたいと思います。

まず、1月診療分が増加した内容につきましては、生活習慣病を中心とした高額な医療費を必要とする入院が1月に集中したこととともに、一部請求遅延分で高額な請求もありまして、このような要因が重なったことにより、1月診療分だけで予算で見込んでおった額より1,466万5,000円の医療費の増加となったことが原因であると考えられます。

さらに、2月分の医療費につきましては、毎月の医療費の請求遅延等も含む変動の範囲内で推移しておると考えられます。

続きまして、2点目の国民健康保険税の昨年と本年度の税率の比較に関しましては、昨年度の医療費分の税額を100%とした場合に、本年度の医療費分を80%、後期の支援分として20%となります。

なお、75歳以上の方の保険料の国民健康保険税並びに後期高齢者保険料の比較に関しましては、現在のところ保険料の本算定の賦課が7月であるために、現段階ではお答えすることはできません。

さらに、国保税の税率改正につきましても、現行制度の大幅な改正並びに予想を上回るような医療費が生じない限り、現行の税率を維持してまいる予定であります。

回答終わります。

○議長（池本久隆君） はい、池田議員。

○5番（池田年夫君） 小学校の耐震改修工事の件なんですけれども、実際に議案として出された分について見ても、議員の皆さんもわかると思うんですけれども、実際あれだけでその業者が適当なのかどうか、あるいは何も資料を配付されていないわけですから判断のしようがないというふうに思います。議員自身が実際にこの業者自身がその工事を請け負うのに適当な業者なのかどうかということを含めて検討できるような資料を配付して、それで検討するんであれば正しい判断ができるというふうに思うわけでありまして、あれだけで実際に判断せよと言われたとしても判断しにくいのではないかとこのように思うわけでありまして。そういう点から先ほど指摘したような資料の配付については、当然されるべきではないかというふうに思います。

そして、国保条例の改正についてですけれども、先ほど全体として100%という形で80%、20%が支援費という答弁でありましたけれども、私が質問した中身では全然違いますので、昨年の予算ベースで資産割の分が具体的に幾らになるのか、所得割が幾らになるのか、また均等割の分がどのぐらいのパーセントと額になるのかということをお聞きいたしました。そして、今年度の場合についても、同じように所得割、資産割、均等割、支援費のそれぞれの比率がどういうふうになるのかということをお聞きしたわけであって、

ちょっと回答が違うんではないかというふうに思いますので、できれば、今即答はできないと思いますけれども、後で資料なら資料として提出していただきたいというふうに思います。

○議長（池本久隆君） はい、森田町長。

○町長（森田 忠君） 議案第32号の関係でございますが、総務課長がご回答いたしましたように、業者がどうこうというのじゃなしに、議案として提出しておりますのは、今回の小学校の耐震改修工事に係る契約に関するものを皆さんにお諮りしているわけです。ですから、業者のランクとか業者がどうのこうのとかいうことは、私どもの、私の権限の中のほうで指名審査会で行っておりますので、このことにつきましては、議会の中のほうに資料なりを提出ということは全く考えておりませんし、また、それは議会の議員さんの中のほうでも町の権限を侵すもんであるとは私は思います。

○議長（池本久隆君） 池田君の質問の本件に関する質疑は既に2回になっておりますが、会議規則第55条のただし書きの規定によって発言を終わらせていただきます。

○5番（池田年夫君） 議長、町民生活課長の答弁もないし、それでまた今の町長の答弁に対して実際に議員に対して資料も何も渡さないということでは検討も何もできないということになるわけですからね。

○議長（池本久隆君） はい。

○町民生活課長（中川 章君） 先ほどの池田議員の再質問の中で予算ベースということですので、当初の予算の積算書、各議員にお渡ししていると思いますので、その辺を熟読していただきまして、それでまだご理解できないと言われるようでしたら、また資料なり、担当として提供させていただきます。今の段階ではあくまでも予算ベースという話だけですので、先ほども申しましたように、まだ本算定行っておりませんので、確実な数字は出ません。それだけご理解願いたいと思います。

○議長（池本久隆君） それでよろしいですか、池田議員。

○5番（池田年夫君） はい。

○議長（池本久隆君） 池田君の本件に関する質疑は、既に2回になりましたので、会議規則第55条のただし書きの規定によって、もう発言を終わらせていただきます。

（「議長、今2回というふうに言うてたけれども、30分以内という形もあるでしょう」と呼ぶ者あり）

○議長（池本久隆君） いやいや、ところがそれは一般質問のあれであって、質疑の場合はもう2回ということになっていますんで。

（発言する者あり）

○議長（池本久隆君） もうとりあえず2回ということでお願いしておきます。

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（池本久隆君） 質疑は終結いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

池田議員。

○5番（池田年夫君） 議案第31号 平成20年度三宅町一般会計予算案についてから報告第1号までの7議案について反対1、賛成6の討論を行います。

反対の議案は第32号の補強・大規模改造事業三宅小学校耐震改修工事（第2期）請負工事についてであります。耐震改修工事そのものについては反対しませんが、先ほども質問しましたけれども、資料として議員が審議するのに資料は出さないということです。で、反対であります。また、その資料の中身として入札した業者の事業所の経営審査報告や、あるいは入札の経過報告等についても提出されていないわけですから、今後についてもこういう議案に対してもっと誠実に行政として審議できるような資料を提出するように申し添えます。

他の一般会計補正予算や後期高齢者医療広域連合規約の変更、専決処分、報告の1件については、法改正等の理由や事業確定であり問題点がありませんので、賛成といたします。

以上です。

○議長（池本久隆君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池本久隆君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

お諮りいたします。

日程第1、議案第31号 平成20年度三宅町一般会計第1回補正予算について採決を行います。

本件は、原案どおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（池本久隆君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りいたします。

日程第2、議案第32号 補強・大規模改造事業三宅小学校耐震改修工事（第2期）請負契約についてを採決いたします。

本件は、原案どおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（池本久隆君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りいたします。

日程第3、議案第33号 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について採決いたします。

本件は、原案どおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（池本久隆君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りいたします。

日程第4、承認第1号 （専決処分事項報告）平成19年度三宅町一般会計第5回補正予算についてより日程第7、承認第4号 （専決処分事項報告）三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてまでの4件を採決いたします。

本4件は、原案どおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（池本久隆君） 起立全員と認めます。

よって、本4件は可決することに決定いたしました。

◎閉会中の継続審査について

○議長（池本久隆君） お諮りいたします。

閉会中の継続審査について、当面する諸問題につきまして、各委員会で議会閉会中においても引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第109条第6項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査していただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池本久隆君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中の各委員会で継続し調査並びに審査していただきたいと思います。

◎町長あいさつ

○議長（池本久隆君） 以上をもちまして、本定例会に提出されました案件はすべて議いたしました。

閉会に当たり、森田町長よりあいさつを受けることにいたします。

森田町長。

○町長（森田 忠君） 三宅町議会第2回定例会の閉会に当たり、ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、補正予算案、工事請負契約の締結案、規約の変更案、専決処分事項報告4件、予算繰越明許費繰越計算書報告が1件、そのほかに同意案が2件、計10件の重要案件のご提案を申し上げ、慎重審議をいただき全議案の可決決定並びに同意を賜りまして大変ありがとうございます。

特別な事情がない限り、私の任期中の本議場で皆様とお会いすることはございませんが、3期12年の間、務めさせていただきました町長職を初め、昭和32年6月、三宅村役場に奉職以来51年間、町内の皆様に格別なご協力を賜りまことにありがとうございます。

7月28日からは、新しい町長によって新しい三宅町政が始められることとなりますが、振り返りますと、この間、さまざまな出来事がございました。皆様のご支援とご協力により乗り越えることができました。特に厳しい行財政環境と格闘しつつも、三宅町の財政再建のために手がけました行財政改革が軌道に乗ったこと、また心配しておりました三宅小学校の耐震改修工事の3カ年計画が2年目も着手する運びとなりましたことに対して、関係者のご苦勞に感謝するとともに、三宅町町政運営に格段のご協力、ご理解を賜りました町民皆様に心から厚く御礼を申し上げます。

新しい町長の誕生とともに、今後とも三宅町政の発展のため、議員皆様方にはより一層のご協力をお願いを申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。

大変ありがとうございました。

◎議長あいさつ

○議長（池本久隆君） 森田町長には3期12年間、三宅町政のために大変ご尽力いただき、そしてまた、体も途中で悪くされ、その中で今まで頑張ってこられたことに対して心より敬意を表すとともに、議員一同、森田町長の、やめられても、ひとつ老後楽しい人生を送られますことを心より議会をしてお祈りしたいと思いますので、ひとつ今後ともおやめになっても、また三宅町のためにひとつ頑張っていたきたいこう思いますので、よろしくお願いしておきます。

本当に長い間ありがとうございました。（拍手）

◎閉会の宣告

○議長（池本久隆君） 以上で、平成20年6月三宅町議会第2回定例会を閉会いたします。

本日はお忙しい中、ありがとうございました。

（午前10時23分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員